

平成29年6月16日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第6日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正      2番 吉田 豊      3番 田中 静雄 4番 碓 勝征      5番 漆原 悦子      6番 井上 正宣 7番 吉富 隆      8番 大川 隆城      9番 原田 希 10番 寺崎 太彦																																
欠席議員 (0名)																																	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>武 廣 勇 平</td> <td>副 町 長</td> <td>森 悟</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td>時 津 昌 昭</td> <td>会 計 管 理 者</td> <td>岡 義 行</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>江 崎 文 男</td> <td>ま・ひ・と・じ・と・せ・ぎ</td> <td>北 村 玲</td> </tr> <tr> <td>財 政 課 長</td> <td>高 島 浩 介</td> <td>建 設 課 長</td> <td>三 好 浩 之</td> </tr> <tr> <td>産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>小 野 清 人</td> <td>住 民 課 長</td> <td>福 島 敬 彦</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 課 長</td> <td>河 上 昌 弘</td> <td>税 務 課 長</td> <td>坂 井 忠 明</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>吉 田 淳</td> <td>生 涯 学 習 課 長</td> <td>矢 動 丸 栄 二</td> </tr> <tr> <td>文 化 課 長</td> <td>中 島 洋</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	武 廣 勇 平	副 町 長	森 悟	教育長職務代理者	時 津 昌 昭	会 計 管 理 者	岡 義 行	総 務 課 長	江 崎 文 男	ま・ひ・と・じ・と・せ・ぎ	北 村 玲	財 政 課 長	高 島 浩 介	建 設 課 長	三 好 浩 之	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 野 清 人	住 民 課 長	福 島 敬 彦	健 康 福 祉 課 長	河 上 昌 弘	税 務 課 長	坂 井 忠 明	教 育 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 淳	生 涯 学 習 課 長	矢 動 丸 栄 二	文 化 課 長	中 島 洋		
町 長	武 廣 勇 平	副 町 長	森 悟																														
教育長職務代理者	時 津 昌 昭	会 計 管 理 者	岡 義 行																														
総 務 課 長	江 崎 文 男	ま・ひ・と・じ・と・せ・ぎ	北 村 玲																														
財 政 課 長	高 島 浩 介	建 設 課 長	三 好 浩 之																														
産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 野 清 人	住 民 課 長	福 島 敬 彦																														
健 康 福 祉 課 長	河 上 昌 弘	税 務 課 長	坂 井 忠 明																														
教 育 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 淳	生 涯 学 習 課 長	矢 動 丸 栄 二																														
文 化 課 長	中 島 洋																																
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長      二 宮 哲 次      議会事務局主査      江 崎 智 恵																																

議事日程 平成29年6月16日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 意見書案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）
- 日程第2 意見書案第2号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書（案）
- 日程第3 討論・採決
- 日程第4 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時40分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りいたします。ただいま吉田豊君から6月13日の会議における一般質問の質問事項、町道整備の中の発言について、会議規則第64条の規定によって、発言の取り消し申出書が提出されており、通告内容から逸脱する内容の発言について取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、吉田豊君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

○2番（吉田 豊君）

皆さんおはようございます。大変貴重な時間をおかりしまして、大変申しわけございません。さきの一般質問において、私の発言の一部を取り消していただきたく議長に申し入れたところ、許可をいただきましたので、失言のないよう読み上げますので、よろしくお願い申し上げます。

6月13日の会議において、一般質問の質問事項、町道整備の中の発言で、通告内容から逸脱する内容の発言部分について、発言取り消しの申し出をいたします。

通告内容から逸脱する内容の発言をしたことについて、深くおわびをいたします。この発言取り消しについて、よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ただいま吉田豊君からの発言取り消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。吉田豊君からの発言の取り消しは許可することに決定いたしました。次に進みます。

日程第1 意見書案第1号

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 意見書案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○5番（漆原悦子君）

皆さんおはようございます。ただいまより意見書案について御説明申し上げます。

---

意見書案第1号

上峰町議会議長 寺 崎 太 彦 様

提出者 上峰町議会議員 漆 原 悦 子

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年6月16日 提出

---

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

学校教育における課題が複雑・多様化する中で、子どもたちの豊かな学びを保障するためには、日々の授業実践の土台となる教材研究や授業準備の時間確保は不可欠である。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっている。連合総合生活開発研究所の「教職員の働き方・労働時間に関する報告書」では、7～8割の教員が一月の時間外労働が80時間（過労死ライン）に達していること、更に1割の教員が精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされた。佐賀県においても、精神疾患等による病気休職者数が50数名おり、高止まりの状態が続いている。明日の日本を担う子どもたち1人1人に向き合った教育を行うためには、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのためには教職員定数改善が欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担金（296ページで訂正）率が2分の1から3分の1に引き下げられた。いくつかの自治体では、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として教職員定数改善にむけた財源保障を行い、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けることができることが憲法上の要請である。豊かな子どもの学びを保障するための国の教育諸条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

1. 子どもたち1人1人に向き合った教育を実現するため、教職員定数を拡充する計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月16日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	伊達 忠一 様
総務大臣	高市 早苗 様
財務大臣	麻生 太郎 様
文部科学大臣	松野 博一 様

---

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

済みません。ちょっと訂正します。中段ですが、「義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。」と訂正をお願いいたします。

#### ○議長（寺崎太彦君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、意見書案第1号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第1号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、意見書案第1号は可決されました。

#### 日程第2 意見書案第2号

#### ○議長（寺崎太彦君）

日程第2. 意見書案第2号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書(案)。

これから提出者より説明をお願いいたします。

○5番(漆原悦子君)

ただいまより意見書案を読み上げて説明申し上げます。

---

意見書案第2号

上峰町議会議長 寺 崎 太 彦 様

提出者 上峰町議会議員 漆 原 悦 子

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書(案)

上記の意見書(案)を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年6月16日 提出

---

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書(案)

公的年金は高齢者世帯収入の約7割を占め、約6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しており、老後の生活保障の柱となっている。

現在、年金の支給は隔月であるが、欧米諸国では毎月支給を実施しているところが多く、年金生活者にとって年金が毎月支給されることによって、月ごとの計画的な生活設計が成り立つことが期待される。

年金が高齢期の所得保障であることにかんがみれば、高齢者の生活の安定の観点から、雇用と年金の接続が制度的に確実に行われることが必要であり、年金支給開始年齢のさらなる引き上げは、無年金や無収入となる者が生じる可能性があるなどの課題がある。また、年金支給開始年齢の引き上げは、引き上げが行われる以降の世代にとっては、年金給付費の減少が生じることとなり、将来世代に影響が強く出ることが懸念される。

このことは、高齢者だけの問題ではなく、若者の年金不信を増長し、ひいては、年金制度への信頼がさらに低下することにもつながる。

特に、若者からの信頼を高めるためには、年金給付における世代間格差をこれ以上拡大させず、あわせて、将来的に持続可能な年金制度に改善することが求められる。

年金はそのほとんどが消費にまわるため、消費や税金など地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっていることから、年金の増減は地方経済や地方財政にも大きな影響を与える。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活を守るために下記の事項の実現を要望する。

記

1. 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。

2. 年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月16日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

---

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、意見書案第2号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第2号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、意見書案第2号は可決されました。

### 日程第3 討論・採決

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 討論・採決。

議案第25号 上峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

議案第26号 平成29年度上峰町一般会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありますか。

○7番（吉富 隆君）

この給食完全無料化の案件でございます。私は結論から申し上げますと、頭から反対ということではございません。私は段階的にやっていただきたいということを考えているところでございます。

その理由といたしましては、財源でございます。財源について、私はどうしても納得ができないというふうに考えております。きのうおとといもこの案件につきまして、暫時休憩をいただいて、何とかいい方法はないのかという議会内での議論をさせていただきました。しかしながら、財源がきちっとあるならいいではないかとか、また、段階的にやるべきだというようなことで平行線をたどったところでございます。最終的な議会の結論といたしましては、財源があるならいいだろうと。じゃ、執行部に財源はどうなっているのか、もう一回お尋ねをしようじゃないかというふうな結論に達したところでございます。

そういった中で、きのうの朝、いきなり全協なんですね。執行部の方からいろいろと説明をいただきました。私はこの資料を、こういう資料（資料を示す）をいただきました。これを見れば一目でわかると思います。これは小さい数字は出ておりませんよ。

そうしますと、この無料化の問題につきましては、平成28年の12月定例会の折に予算措置がされました。それはいろいろな事情がありまして否決になっております。2カ月後の定例会においても否決になっております。これは事実ですから。そして、6月の定例会には同じ案件が出てきております。そういうことも考えた上、何とかいい方法はないだろうかという結論づけを僕はしました。そういったいろいろな問題等あって休憩もさせていただきましたけど、力不足でいい提案が出てこなかったということでございます。

それと、嘆願書が2回にわたって2,040件出ております。（発言する者あり）2,040でしょう。（「2,440」と呼ぶ者あり）ほら、2,440ですね。大変失礼しました。もう議長からそういう報告をいただいておりますので、2,040と申し上げましたが、2,440が正解のようでございます。（「済みません、細かい数字は2,442通です」と呼ぶ者あり）

そういうことで、こういった嘆願書が無視するわけにはいかないんですよ、これは。これも考慮に入れなければならないと僕も思っております。しかしながら、この財源には、どうしても納得がいかない。なぜならば、この案件については、半年前からの議論であって、この資料を見ますと、平成20年から平成29年の赤い棒グラフでなされております。それを足したり引いたりすると140,000千円の財源があるじゃないかという御説明でございました。

よくよく考えてみると、この案件が昨年の12月から出ております。そうしますと、今までこの毎年償還金がございます。その差額を引いた金額というのは、もう今まで予算化して使っているんですよ。そうでしょう。僕はそういう計算をしています。

だから、この問題について財源が一番心配と申し上げますのは、仮に140,000千円あったとします。これは3年間で恐らくゼロに等しい数字が出てまいります。なぜならば、今、材料費の42,000千円の案件、議案ということでございますが、もうさらに2年前に給食セン

ターを改築し、改築しただけでは動きませんので、そこに人力というのがかかってきます。それに経費がかかります。

そうしますと、そこに29,000千円というのは、もう今現在出ております。合わせますと70,000千円強になります。3年間でゼロに等しくなるのではないのかなというのは、3年間、今、年度ごとの20,000千円強がずっと下がってきているわけですね、償還金が。3年間合わせてみても60,000千円強になります。約2億円になります。70,000千円をここに3年間掛けてみますと2億円を超えます。僕はそういう計算をしております。

そうすると、あとの財源はどうなるのという話。これは行政の説明によれば、この償還金の差額を充てる、ほかの財源は使わないということでございますので、使えないということなんです。ところが、町の財政というのは、財布は1つしかないですよ、財布はですね。

そういうことをいろいろ考えますと、私はこの差額の方ですね、これだけしか使わないということですから、償還金の差額が出た分を使うということが条件になっていますので、そうしますと、そんなに大きな金は出てこない。70,000千円というのにはほど遠い。あと、どうすんのだ。ここに大きな僕は疑問を持ったわけですよ。しかしながら、今の状況、世の中の流れを見て、給食の問題に取り組まないわけにはいかない。だから、段階的にやっていただきたいという発言を申し上げてきました。本当に真剣に財政のことを考えるなら、こうなります。その辺については御理解をいただきたいなと思っています。頭から反対しているわけじゃございませんので。段階的が一番ベターであると。

そして、やはり周りの財政、町の財政等を勘案しながら無料化に向けてしていただければ、一番ありがたいなという要望をしておりましたけれども、議員さん人それぞれの考えでいいのではないかという結論に達したところでございますので、私は、イエスカノーかと言われるすと、完全無料化、最初からにはできない。しかしながら、段階的には、今すぐでも僕は賛成ですという立場をとらせていただきますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

#### ○議長（寺崎太彦君）

ほかに討論はありませんか。

#### ○2番（吉田 豊君）

私は賛成の立場で討論いたします。

過去2回、この案件に対しての賛成意見を申し上げてきました。私は反対される同僚議員の中に、今までは財政的に不安があるということで反対された人がありますが、町執行部の説明では、過去の借金返済金である公債費が健全な財政運営に関する条例により、新たな借入金は当該年度の返済金より低額でなければならないという決まりでの行政施行の結果、140,000千円の減額となりました。そのうちから40,000千円を学校給食費に充当したいという町長の提案を絶賛したいと思います。

財源が不安だから反対と言われる同僚議員がおられますが、新たな起債の案件が提案され

た場合、我々議員が財政再建条例違反としてそれを認めなければ、恒久的に財源が確保されるものであると私は確信します。

また、みんなの声の代表から「学校給食の無料化を実現してほしい」という署名が、新たに1,312人の署名が提出されています。前回分と合わせると2,442人であります。上峰町民の4人に1人が無料化をしてほしいと議会に対してお願いしておられることとなります。私はもう議論の余地はないものと判断します。

段階的に無償化を進めるべきと言われる同僚議員も見られますが、財政的にも問題がないという執行部の説明に疑義を持たれるなら、それは執行部の不信につながるものであり、議論の対象外であると思います。よって、学校給食の無償化について私は大賛成です。

以上です。

**○議長（寺崎太彦君）**

ほかに反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

ほかに討論はありませんか。

**○8番（大川隆城君）**

私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほども財政の……（「大川さん、ちょっと待って。議長、きちっとした采配をしてくださいよ。何で賛成討論なの」と呼ぶ者あり）

**○議長（寺崎太彦君）**

いや……（「反対討論から出さなきゃいかん決まりがあるでしょう」と呼ぶ者あり）でも、反対討論がなかったのも……（「いやいや、それでもですよ」と呼ぶ者あり）

済みません。そしたら、反対討論はありませんか。

**○5番（漆原悦子君）**

私は反対の立場で意見を申し上げます。

今までの流れは、7番議員から先ほど説明があったと思いますが、私自身も子育てをした経験の立場から、完全無償化に一举に行くというのは、ちょっと考え物ではないのかなという思いをしております。

時代の流れで、私も別に無償化が完全にいけないというわけじゃありませんが、段階的には賛成をしております。だから、今までの意見の中で、お祝い給食とか、いろんな行事食を月に一、二回やるということにはとても賛成ですので、その分にしては賛成なんですけれども、町民の皆さんの——今回の給食費、無償化するのかどうかというのは、町民の皆さんも物すごく関心が高く、いろんな意見が出ております。確かに署名活動でたくさんの方の署名が届いております。本当にこれを必要とするのであれば、私は小、中学校のPTA会長が

組織する運営委員会で協議をされて、皆さんでもっと多くの署名が来るのではないのかなと思っております。

ただ、それをされなかったというところにも、ちょっと私、何でだろうというところもありますが、署名をされた方は、そこの保護者さんもいらっしゃいますよと言われれば、そこまでなんですけれども、それだけこの問題というのは大きいものと思っております。

町内見渡して、給食をするよりも、もっと先に手をつけなくてはいけないところがまだまだたくさんあると思っております。ただ、今回の一般会計の予算にものせていないものもたくさんありますし、一般質問等でも、あれはどうなったというふうな質問がたくさん出ております。まず、どうしてもやらなくてはいけないところから、そして、学校給食をするのであれば、その前に今、学校の危険箇所、窓をあけたら窓が落ちるから危なくてあけられないとか、そういう金額的には小さいのかもしれませんが、そういうところからまず手を打って、その後に皆さんの理解を得て、それからやるべきと思いますので、段階的な給食運営をしていただきたいと思っておりますので、反対意見としておきます。

**○議長（寺崎太彦君）**

それでは、賛成者の討論はありませんか。

**○8番（大川隆城君）**

改めて賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど来、財政が大丈夫かと、財政は厳しい状況じゃないかというお話等々が再々出ております。また、その議論する時間が短いじゃないかと、もっともっと時間をかけてやるべきじゃないかという意見もありました。

また、仮に今回無償化をやった場合に、それが継続的にずっと続けていかれるものか。例えば、何年かしたら、もう予算がありませんから終わりますとかいうふうなことがないかと。またもう一つ、その給食の中にボリュームの問題はどうかと。低下する傾向にいきはしないかと、いろんな問題が出されました。その都度、執行部から説明を受けました。

その結果、財源については大丈夫だと。継続的にやっていけるという見通しがついたからこそ提案をしておりますという答弁が出ております。そして、先ほど言ったボリュームの問題、そういうことについても十分配慮して今後は取り組んでいくから心配ございませんという答えが出ました。これ以上、何が問題でしょうか。

そして、先ほどこの償還金との関係も出ました。しかし、これはその一部であって、そのほかにもお金の出し入れ、いろいろある中で、そういうやつからも来るやつで余裕が出てきた中からやっていくということで説明も受けました。そういうことを聞くときに、執行部がそれだけ時間かけて、見通しも立って、ぜひやりたいということで提案されているわけなんです。

そして、もうこれもまたいつも言いますけれども、子供は町の宝だと誰でも言われます。

そして、やはりまず第1は、子供たちをいかに健全育成するか、それが第1ということもいっつも言われます。ですから、過去のことを振り返ってみますと、あるときは、教育関係の予算を、例えば、仮に10,000千円ついとったとする。そしたら、反対にこれで足りるか、もっと増額せんといかんじゃないかという意見も出ておりました。

それと同時に、今度はこの近隣市町でいろいろ同じような案件をやるときに、よそのことを見習って同等にする必要はないじゃないかと。やはり上峰がぜひこれをやりたいというなら、率先して他町よりか先にでもすべきじゃないかという意見も出てまいっております。

今回、先ほどからありましたように、段階的にという意見が出ておりましたが、きのう、あるいはきのうおとといですか、その中で、段階的に実施がという話と、加えて、町長の公約ではあるけれども、それは4年の任期内にできればいいじゃないかという意見も出ました。どっかで聞いたような言葉だなと、ちょっと思ったら、県内のある市町の首長さんの言葉と全く同じ言葉が出たもんですから、あれっと思いました。

しかし、先ほど言いますように、やはり実施ができるならば、先んじてやるべきだと、今までは誰もが言ってこられております。それからするならば、今回、何度となく財政のこともどうだ、心配じゃないかという質問に十分なる答えを出していただいたならば、それはやはり執行部がそれまで考えて見通しもついておるならば大丈夫だという判断をするべきであります。

ですから、今回のこの給食無料化、これについては、先ほども何回も出ておりますが、また、署名の関係も前回と今回、合わせて2,442筆出ております。考えてください。上峰の人口の4分の1ですよ。4人に1人はぜひそれをしてくださいという要望が出ているんです。

今、食育も一生懸命取り組んでやらんといかんと言われてますよ。そういうことからいろいろ考えた上で、その今の小、中学校生徒の保護者の皆さん、加えて一般の方々も、それはやはりできるならばやるべきだということでの思いで書かれているものだと思います。

先ほどPTAがすればというふうな話もありましたけれども、当然PTAの皆さん、書いてもらっている方、たくさんおられます。それに加えて、賛同される一般の皆さんも、それはするべきだということを書いてもらっているわけなんですよ。4人に1人は書いてもらったということは、これは大きなものであります。そういうことからいろいろ考えた中で、やはり今それが実行できるとするならば、ぜひやっていくべきだと思います。

加えて、この補正予算、今回、いろんな事業の取り組みに対しての肉づけをされております。やはりこれからこの上峰が、さらにすばらしい町、住みよい町、住みたい町になるためのことを一生懸命執行部が検討、そして考えて、こういうことをやっていきたいということでもありますから、ぜひこの補正予算は可決するべきだと思います。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ほかに討論はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

私は賛成の立場で討論に参加したいと思います。（「賛成は反対があってから賛成でしょう」と呼ぶ者あり）もう反対者がなかったら賛成者の意見を述べて結構だと思います。私は議長の許可をもらって発言します。

○議長（寺崎太彦君）

議員必携にもなるべく反対、賛成、反対、賛成、「なるべく」としか書いてありません。そして、私も全国に確認したら、賛成者が多かったら賛成者が続くでしょうと確認をとっておりますので。

○4番（碓 勝征君）

議長、賛成者の意見としていいんでしょう。

○議長（寺崎太彦君）

はい。

○4番（碓 勝征君）

いろいろ言われたのはいいですかね。

○議長（寺崎太彦君）

はい。

○4番（碓 勝征君）

私は今回の給食無料化につきましては賛成の立場ということで申し上げたいと思います。

財政問題ということで非常におっしゃっておられますけれども、この資料をいただきますと、思い返してみますと、皆さんも御承知のとおりだと思います。平成20年度には、いわゆる償還期のピークでありました。550,000千円の償還ということでありました。21年度の予算編成ができないような財政状況に陥ったということは皆さん御承知だと思います。予算編成するに当たって、赤字転落寸前という状況下にあったわけでございます。そういう中で、国との折衝、折衝を繰り返し、繰り返し、当局がされまして、ようやくと予算編成をやったという経緯があることは皆さん御承知だと思います。

そういう流れの中で、当局として、節減、節約を実行され、人件費も抑制され、職員採用も控えられた経緯があったわけです。今年度は、おかげで7名の採用という形になっておるようでございます。そういう中で、平成26年の12月には県内初の健全な財政運営に関する条例制定がなされたということも御承知のとおりでございます。

そういう中で、いわゆる償還額を超えるような借入額はできないという条例制定をされた

ということでございます。それを踏まえまして、事業費抑制ということ、経費節減等々もございまして、財政運営は私は健全化に向かってきた経緯があるというふうに思います。

そういうことで、私はもう財政健全化は確立されたということで確信しておりますので、今回の給食無料化につきましては、おっしゃるとおり段階的とか、財源が非常に不安定というふうな議論もあるようでございますけれども、私はしっかりと財政は確立されたであろうということで認識をいたしております。

そういうことで、過去2回の否決を受けたわけでございますから。でも、直近の選挙において町長は公約に掲げ、給食無料化について大きな信用を受けた現実があるわけですね。そういう中で、加えて先ほどからありますように、賛同者の皆さんの2,400名も超える署名がなされたということで、町民の皆さんは、将来、子供たちのためにぜひ実行していただきたいという思いが伝わってきておるといふふうに思います。

我が町の子供育成のため、町民福祉のためにぜひここは実行すべきであるという意見を申し上げて、賛成の意見といたします。

終わります。

**○議長（寺崎太彦君）**

反対者の討論はありませんか。

**○1番（向井 正君）**

この給食費無償化につきましても、恒久的な財源の確保については、キャッシュフローの分をまずこの給食費に充当するという財源確保の根拠についても十分説明をいただいております。また、食育の面においても質の向上等も含まれております。

この給食費無償化は、子育て世代の経済的支援という中で、学校外での子供の教育活動費に必ず寄与できるものと思ひ、また、ひいては定住対策にもつながるものと思ひますので、原案に賛成の立場でございます。

**○議長（寺崎太彦君）**

反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（寺崎太彦君）**

討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（寺崎太彦君）**

起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入りま

す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 平成29年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 上峰町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第29号を採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議がないようですので、議案第29号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第29号は同意することに決定いたしました。

議案第30号 上峰町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第30号を採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議がないようですので、議案第30号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第30号は同意することに決定いたしました。

議案第31号 上峰町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第31号を採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議がないようですので、議案第31号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第31号は同意することに決定いたしました。

議案第32号 上峰町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第32号を採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議がないようですので、議案第32号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第32号は同意することに決定いたしました。

議案第33号 上峰町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第33号を採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議がないようですので、議案第33号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第33号は同意することに決定しました。

議案第34号 上峰町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第34号を採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議がないようですので、議案第34号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第34号は同意することに決定いたしました。

議案第35号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第35号を採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議がないようですので、議案第35号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第35号は同意することに決定いたしました。

議案第36号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更についての討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第4 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（寺崎太彦君）

日程第4. 委員会の閉会中の所管事務調査の件について、これを議題とします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により所管事務の閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、本件につきまして、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして平成29年第2回上峰町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。御協力ありがとうございます。

午前10時28分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 寺崎 太彦

上峰町議会議員 漆原 悦子

上峰町議会議員 井上 正宣